様式第４（第６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名　　印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第５６条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号										
特定排出者番号										
事　業　者　名										
貨物輸送区分	１．鉄道による貨物の輸送 ２．事業用貨物自動車による貨物の輸送 ３．自家用貨物自動車による貨物の輸送 ４．船舶による貨物の輸送									
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） e-mail（　　）									

第１表　エネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量	
			年度	熱量GJ
揮発油		ｋｌ		
ジェット燃料油		ｋｌ		
軽油		ｋｌ		
Ａ重油		ｋｌ		
Ｂ・Ｃ重油		ｋｌ		
液化石油ガス(ＬＰＧ)		t		
液化天然ガス(ＬＮＧ)		t		
石炭（　　）		t		
都市ガス（ＣＮＧを含む。）		千ｍ３		
電気事業者	昼間買電	千ｋＷｈ		
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千ｋＷｈ	（　　）	（　　）
	夜間買電	千ｋＷｈ		
その他	上記以外の買電	千ｋＷｈ		
	自家発電	千ｋＷｈ		
その他のエネルギー（　　）		（　）		
合　計GJ				
原油換算ｋｌ				
前年度原油換算ｋｌ				
対前年度比（%）				

［備　考］

１　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「(　)」としている。「合計GJ」で重複計上しないこと。

２　「買電」については、一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況

第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量		

第４表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

１．エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比（％）
エネルギーの使用に係る原単位 ＝ エネルギーの使用量(原油換算ｋｌ) ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量		

２．電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比（％）
電気需要平準化評価原単位 ＝ 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ) ／ 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量		

備考　電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算ｋｌ）は、以下の算定式により計算する。

なお、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算ｋｌ）

＝エネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)＋

電気需要平準化時間帯の買電量（ＧＪ）×（評価係数－１）×0.0258（原油換算係数）

第５表　過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

１．エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
前年度比（％）		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	

２．電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
前年度比（％）		Ⓐ’	Ⓑ’	Ⓒ’	Ⓓ’	

第６表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（二）共に該当する場合、双方記載すること。

第７表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目				
取り組み方針の作成とその効果等の把握	省エネ指針の策定及び見直し ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	省エネ目標の設定・効果測定及び対策の見直し ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	省エネ推進体制・責任者の設置 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	省エネに関する従業員教育実施 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ輸送用機械器具の導入 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	省エネに資する器具の導入 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	効率的な輸送ルートの選択 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず	冷凍機効率の向上 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の大型化 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず	貨物量に応じた輸送能力の適正化 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず	空荷走行・航行距離等の縮減 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	
その他	荷主等の関係者との連携強化 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	効率的な輸送方法の選択の促進 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 実施せず	物流拠点の整備 ☐ 実施中 ☐ 今後実施 ☐ 検討中 ☐ 該当なし ☐ 実施せず	

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２．電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量($t\text{-}CO_2$)	

２．地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第２７条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思慮するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第３２条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別添のとおり）　　２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

6　第１表の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

7　第１表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

8　第１表の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

9　第１表のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール)、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

10　第１表、第３表、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

11　第１表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成 25 年経済産業省告示第 271 号）において規定される時間帯を指す。

12　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

13　第４表の１の「エネルギーの使用に係る原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

14　第４表の２の「電気需要平準化評価原単位」とは、電気の需要の平準化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

15　第５表の１及び２の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要平準化評価原単位」及び「対前年度比」には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

16　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギーの使用に係る原単位

$$\text{５年度間平均原単位変化（％）} = (Ⓐ \times Ⓑ \times Ⓒ \times Ⓓ)^{1/4}\ (\%)$$

（２）電気需要平準化評価原単位

$$\text{５年度間平均原単位変化（％）} = (Ⓐ' \times Ⓑ' \times Ⓒ' \times Ⓓ')^{1/4}\ (\%)$$

17　第６表の１は、「（ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表２は、「（ニ）の理由」が「(ハ）の理由」と同様になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。

18　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

19　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

(1)燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

20　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。